

(別紙1)

## 令和6年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務 委託仕様書

### 1 業務目的

本県では、令和5年度のツキノワグマによる農作物被害が例年を大きく上回り、農作業中の人身事故も発生したところである。

こうした状況を踏まえ、農業者の安全を確保するとともに、日中・夜間の効果的・効率的な監視・追い払い方法を確立するため、AIやICT技術等の活用し、効果的に農作物被害や人身被害の防止対策を進めるための現地実証を行う。

### 2 業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

### 3 業務内容

#### (1) 監視・追い払い技術実証

##### ① 監視・追い払いシステムの開発

- ・ 監視機器等と追い払い機器等を連動させ、ツキノワグマを検出した場合に、自動で追い払うとともに、電子メール等で利用者に出没を通知するシステムを開発し、使用する。
- ・ 監視機器等は、センサーカメラの映像等を解析し、獣種を自動判別できる機能を有するものとする。
- ・ 追い払い機器等は、複数の音や光を発するなど、慣れ防止を考慮した機能を有するものとする。
- ・ 監視・追い払い機器等の選定又は開発に当たっては、農業者が導入しやすいよう、可能な限り設置・運用コストが安価なものとなるよう努めるものとする。

##### ② 実証場所の選定

- ・ 津軽地域のりんご園地1か所とし、目撃情報、被害情報や地形等を考慮し、現地確認の上、市町村及び農地所有者等と協議して選定する。

##### ③ 実証期間

- ・ りんごの収穫時期となる8月下旬から11月上旬までのうち1か月間以上とし、委託者と協議の上、設定する。

#### ④ 監視・追い払い技術実証の実施

- ・ 受託者は、②の実証場所に監視・追い払い機器等を設置し、管理する。
- ・ 受託者は、1週間に1回、実証状況等を現地確認し、出没状況等に応じて、委託者と協議の上、監視・追い払い機器を移設する。
- ・ 受託者は、当該機器の監視・追い払い効果を記録し、実証結果（システムの有効性や残された課題など）を客観的なデータとして取りまとめる。

#### (2) 実証結果の報告

受託者は、県が主催する会議（令和6年12月から令和7年2月の間に1回開催）において、使用機器のデモ実演のほか、収集データや取りまとめた実証結果を発表する。

### 4 委託業務の対象経費

「3 業務内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。

- (1) パソコン・電話機等の汎用機器
- (2) 飲食代

### 5 成果品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 実証結果報告書（現地調査写真一式含む）（A4縦版） 1部
- (3) (1) 及び (2) の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）  
1枚

### 6 知的財産権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、青森県が保有するものとし、青森県が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、青森県と別途協議するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。